

商号又は名称 敷田土地株式会社

事務所名 本店

注: 宅建業に従事することとなった日を記載すること。
 ※ 新規の場合は、免許を取得した日を記載(会社等の設立日ではない)
 ※ 兼業がある場合は入社日ではなく、宅建業部門に従事した日を記載(入社と同時に宅建業に従事したのであれば入社日)

様式第八号の二 (第十七条の二関係)

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
岐阜 貴司	男	S32. 3. 15	981001	代表者・専任	○	H10. 10. 5	
大垣 文夫	男	S44. 5. 23	010502	営業		H13. 5. 20	H20. 3. 15
高山 佳子	女	S46. 10. 22	030803	事務		H15. 8. 11	
美濃 篤史	男	S40. 8. 6	050204	営業		H17. 2. 1	H20. 8. 20
東濃 正樹	男	S50. 10. 8	080105	専任	○	H20. 1. 15	

宅建業に従事した年(西暦)の下2桁と月の2桁を従業者証明書番号の頭にする。
 記載例の場合は平成20(2008)年1月に宅建業に従事したため、
 【0801**】となる
 (**の部分は業者での任意の数、ただし同じ番号の従業者が発生しないようにすること。)

職務内容の記載例
 ・代表取締役 → 代表者
 ・政令使用人 → 政令
 ・専任の宅地建物取引士 → 専任
 ・その他の者 → 営業・事務
 なお、複数の職務を兼ねている場合には、すべて記入すること。

事務所ごとに名簿を整備すること。記載例の場合、大垣文夫氏は、大垣支店に異動しているため、本店の従業者ではなくなった。

- 備考
- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
 - 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
 - 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
 - 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

商号又は名称 敷田土地株式会社

事務所名 大垣支店

様式第八号の二 (第十七条の二関係)

従業者名簿

氏名	性別	生年月日	従業者 証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の 従業者となった 年月日	この事務所の 従業者でなく なった年月日
大垣 文夫	男	S44. 5. 23	010502	政令		H20. 3. 16	
関 保一	男	S48. 6. 17	080306	専任	○	H20. 3. 16	
下呂 康子	女	S55. 12. 16	100107	営業・事務		H22. 1. 20	

名簿は事務所ごとに整備するが、従業者証明書番号は業者全体で管理するため、記載例の大垣文夫氏は、大垣支店に異動したが従業者証明書番号は変わらない。
 ※ 事務所の従事日と従業者証明書番号の上4桁が合わなくても問題ない。

- 備考
- 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
 - 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
 - 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
 - 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。